

長崎南山認定こども園運営規程

学校法人長崎南山第二学園
長崎南山認定こども園

長崎南山認定こども園運営規程

平成27年4月1日制定
(最終改正:令和元年10月1日)

(施設の目的及び運営方針)

第1条 この認定こども園は、長崎南山認定こども園(以下「本園」という。)と称する。

2 本園の位置を、長崎市音無町9番34号に置く。

3 本園は、幼保連携型認定こども園であり、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

4 本園は、キリスト教精神にもとづいて乳幼児を教育・保育し、相応しい環境を整えて、0歳から就学前までを人格形成の重要な時期と捉え、子どもたちの生きる力の基礎となる心情、意欲、態度の育ちを目指し、子どもの成長発達について連続性を考慮した一貫性のある教育及び保育を保護者との連携を保ちつつ行う。また、安心して子育てができるための子育て支援事業を実施し、地域の子育て家庭の必要に応じた支援を提供することにより地域子育ての拠点となる園作りを目指す。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域と聖書の教えに沿った心の教育とする。又、乳幼児の生命の保持と情緒の安定を保障し、配慮された環境の中での養護のもと子どもの発達の連続性を考慮し就学前までの一貫した保育を展開していく。さらに、子どもの利用時間及び登園日数の相違も踏まえ一人ひとりの子どもの状況に応じた生活リズムを工夫する。

2 本園は、特別な配慮を要する乳幼児については専門機関と繋がりを持ち、指導を仰ぎながら対象児にあった環境を整え教育・保育の提供に努める。

3 利用乳幼児の属する家庭や地域家庭との連携を図りながら在園する子どもの保護者には預かり保育を、地域の子育て家庭に対しては園庭開放や育児相談、一時預かりを実施し安心した子育てが出来るようサポートする。

4 本園の定員は165名とし、区分は下記の通りである。

| 組 | | 年齢 | 園児数 | 認定数 | | |
|-----|--------|----|------|------|-----|-----|
| 1号 | 2号 | 3号 | | | | |
| 年長 | ゆり | 5歳 | 25名 | 100名 | 20名 | |
| | ひまわり | 5歳 | 25名 | | | |
| 年中 | さくら | 4歳 | 20名 | | | |
| | なのはな | 4歳 | 20名 | | | |
| 年少 | たんぽぽ | 3歳 | 15名 | | | |
| | ちゅうりっぷ | 3歳 | 15名 | | | |
| 最年少 | 満3歳 | 3歳 | 10名 | 5名 | | |
| | もも | 2歳 | 10名 | | | 40名 |
| | すみれ | 1歳 | 16名 | | | |
| | すずらん | 0歳 | 9名 | | | |
| 計 | | | 165名 | 105名 | 20名 | 40名 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園の職員組織と職務内容は次のとおりとする。

園長1名 理事会の決定する方針に従い本園全体を掌握し運営管理を統括する。

副園長1~2名 園長を補佐し各部を掌握、運営管理を統括する。

主幹保育教諭1名 園長及び副園長を補佐し保育内容について保育士及び教諭を統括する。

指導保育教諭1名 主幹保育教諭との連携のもと保育内容について保育士及び教諭を統括する。

保育教諭30名

- ・常勤13名 入園した乳幼児の教育・保育を担当し必要な職務を分掌する。
- ・非常勤16名プラス7名(スクールバス関係) 教育・保育が本園の教育保育目標及び指針に沿ったものとなるよう常勤保育教諭を補佐する。本園が地域の子育て家庭をサポートし、実施する子育て支援を担当する。在園保護者へのサポートである預かり保育を担当する。
- ・養護教諭(看護師)1名(又は非常勤養護教諭2名) 専門性を活かし乳幼児の健康及び安全への対応を図る。
- ・栄養士・調理師(派遣会社へ依託) 給食の献立作成及び調理を分掌し、専門性を活かして栄養指導を実施する。
- ・事務員1名 本園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務を分掌する。
- ・園薬剤師1名 在園児の環境保全に関する指導と相談に応じる。
- ・園医1名 在園児の健康診断及び健康疾病に関する指導と相談に対応する。
- ・園歯科医1名 在園児の歯科検診及び歯に関する指導と相談に応じる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は次のとおりとする。

1 本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。1年を次の三学期に分ける。

| | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月 1日 ~ 8月31日 |
| 第2学期 | 9月 1日 ~ 12月31日 |
| 第3学期 | 1月 1日 ~ 3月31日 |

2 教育・保育時間は、在園児の認定により次の三つである。

| | |
|-----------------------|--|
| 1号認定 | 8:30~14:30(月~金) 7:30~8:30 14:30~18:00 18:00~19:00(延長) |
| 2号・3号認定 (保育短時間利用) | 8:30~16:30(月~土) 7:30~8:30 14:30~18:00 18:00~19:00(延長) |
| 2号・3号認定 (保育標準時間利用) | 7:00~18:00(月~土) 18:00~19:00(延長) |

但し1号認定については季節により変更することがある。また、満3歳以上の本園利用児については、10時から14時30分は教育基本第6条に従った教育時間とする。特定教育・保育の提供を必要とする乳幼児についても上記と同様であるが、園児の状態により保護者との話し合いのもとで教育時間を短縮することもある。

3 各認定による本園の休業日は次のとおりとする

| 1号認定 | 2号・3号認定 |
|--|---------------------------------------|
| ・毎週土曜日、日曜日、行事代休日 ・国民の祝休日と・カトリックの重要な祝日 ・7月18日~8月31日 | ・毎週日曜日 (行事により登園となる事もある) ・国民の祝休日 |

| | |
|---|--------------------------------|
| ・12月20日～1月7日 ・3月20日～4月7日 ・その他園長が必要と定めた日 | ・12月29日～1月3日 ・その他園長が必要と定めた日 |
|---|--------------------------------|

- 4 伝染性疾病などの発生により園閉鎖あるいはクラス閉鎖が余儀なくされた場合や台風等の自然災害により乳幼児の登園に危険を及ぼす場合は緊急休園とする。特定教育・保育を提供する乳幼児の休園日も上記同様である。

(保護者から受領する利用者負担)

第5条 本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)、第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当核市町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

- 2 本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に上げる特定保育料を徴収する。

- ・入園受入準備費は2,000円とする。入園書類提出の時に納入しなければならない。
- ・教育充実費として年額30,000円を徴収する。対象は全園児とし、同時入園の場合、二人目以降は年額18,000円とする。
- ・施設費(冷暖房費を含む)として年額18,000円を徴収する。
- ・安全対策費(ガードマン配置、防犯カメラ設置など)として年額6,000円を徴収する。
- ・教育充実費、施設費と安全対策費の納入金は12回に分けて毎月納入する。在籍者は欠席の有無に関わらず毎月6日までに納入しなければならない。
- ・子どもの教育・保育に必要な実費は、その都度決められた期日までに納入しなければならない。
- ・納入した園納金などは、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、園長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 3 本園においては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材量費月額

| | |
|-------|--------------------------|
| 1号認定 | 4,500円(内主食費1,000円) |
| 2号認定 | 週5日利用 5,900円(内主食費1,400円) |
| 新2号認定 | 週6日利用 6,500円(内主食費1,500円) |

(2) スクールバス費用(月額)

| | |
|------|--------|
| 一日定期 | 2,900円 |
| 片道利用 | 1,500円 |

- (3) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適當と認められる金額は園長が定める。

- 4 第2項の特定保育料及び第3項の実費については、書面により保護者に事前に説明し、第2項の特定保育料については、文書により保育者の同意を得る。

- 5 第1項から第3項までの利用者負担の支払いを受けたときは、第1項から第3項までの費用の区分ごとに、当核費用に係る領収証を保護者に交付する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1号子ども 105名
- (2) 2号子ども 20名
- (3) 3号子ども 40名

(利用開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定を希望する幼児の入園は、園長がこれを許可する。
- (2) 1号認定の入園希望者は、園所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出して本園との入園契約を結ばねばならない。
- 2 本園は、1号子どもの利用定員の総数を超える利用の申し込みについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条第2項の規定により、選考により決定する。基準は本園の教育理念に基づく選考とする。なお、定員に欠員が出た場合は受付順に連絡し入園を希望する者の入園は園長がこれを許可する。補欠期間は、保護者が希望される時までとする。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 本園は、2号・3号認定子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第7条の規定により、できる限り協力する。
- 5 退園、休園、修了に関する事項は次のとおりである。
 - (1) 1号認定子どもで退園、転園、また休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。
 - (2) 2号・3号認定子どもの保護者が法に定める補助金要件に該当しなくなった場合は、保育の提供を終了する。該当保護者は認定の変更を市へ申告し認定変更をしなければならない。
 - (3) 特別な配慮を要する乳幼児の退園、転園、休園についても同様とする。
 - (4) 園長は園児が本園での教育を修了したと認めた時は修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)27条の規定により学校園安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 3 本園は教育・保育の提供中、乳幼児に体調不良や病気の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに園医、保護者、乳幼児の主治医に連絡をする等必要な措置を講じるものとする。看護士は専門性を活かし迅速かつ適正な対応に努めるものとする。
- 4 本園は自然災害、火災その他防災等の非常災害に備えて、消防計画等を作成し計画的な防火訓練と設備改善を図り、在園児の安全に万全を帰する。避難訓練及び消火訓練については計画的に毎月実施するものとする。
- 5 本園は防犯対策を次のとおりに行う。
 - (1) 不審者侵入防止の為に門の施錠、警備員の配置を行い園内の安全を確保する。
 - (2) 危険が生じた際の対策として110番通報発信機を設置する。
 - (3) 不審者侵入時の避難訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は利用乳幼児の人権擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置や必要な体制を行うとともに職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。判断が難しい時は、医師との連携を保ちつつ病院より専門機関へ通知してもらう。

(雑則)

第10条 長崎南山認定こども園運営規程の実施について必要な事項は、園長が定める。

附則

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 1年10月1日から施行する。